

# 神山法曹雑誌 第1号

November 2009

刊行に寄せて	藤岡 一郎	1
◆——特集		
渥美東洋先生インタビュー『法とは何か』		3
◆——講演録		
中国における食品安全法について	趙 莉	22
	(解題：坂東俊矢)	
◆——私の授業改善		32
明石 成司/渥美 東洋/石井 教文/今井 薫/岡本 昌子/加波 眞一		
釜田 佳孝/川本 哲郎/佐藤 誠/四宮 章夫/高尾 英弘/高橋 正俊		
田中 彰寿/中山 茂樹/野々山 宏/坂東 俊矢/比山 節男/藤岡 一郎		
三山 峻司/村田 博史/山田 廣己/山本 宣之/湯川 二郎/渡邊 泰彦		
	(以上50音順)	

山本 宣之 (損害賠償法、金融取引法、民法演習Ⅰ、法情報学 担当)

## 1 プロローグ

短期間で学んだことは短期間で忘れられると言われる。夏季休暇中などに、3日ないし6日間、朝から夕方まで連続して行われる集中講義は、文字通り集中的に学習できるので有意義に思えるが、次の学期が始まる頃には、すっかり忘れていた者が多い。短期間という語を効率的という語に置き換えることができるなら、効率的に学習したことは頭に定着しないということになる。むしろ、分からないなりに試行(試考)錯誤し、ときには間違った方向に理解を進めてやり直し、ときには不必要に深い議論にはまって混乱し、時間とエネルギーをある程度不効率に使って学習したことの方が、たしかに頭に残るように思われる。また、当初、間違っていた・不要だったと思ったことが、ひと通りの学習を終えてみると、理解に安定や厚みもたらすことも多い。不効率さはムダではないのである。

しかし、法科大学院ではそのように言って済ますことはできない。とくに、初めて本格的に法学を学ぶ未修者は、3年間で新司法試験合格レベルまで到達するという目標があり、一瞬たりとも疎かにできないと考えるのも無理はない。学習に集中するには精神的な安定も欠かせないが、普段の授業や学習方法について不安を抱えてはマイナスである。そこで、教える側も、未修者が効率的に学習できるように協力することになる。以下では、担当科目のうち、「損害賠償法」の講義で行った授業改善について述べることにする。「損害賠償法」は1年次春学期に配当される2単位の必修科目であり、未修者が入学後直ちに履修する科目の1つである。

## 2 初めは予習重視型

法科大学院構想が世に問われた頃から、従来の学部教育の反省もあって、すべての授業は、学生が指示された文献・判例をきちんと予習してきたことを前提に進め、授業においては、予習による理解の誤りやあやふやさをただす質問を投げかけ、そうしたプロセスを通じて能力を涵養する、といったモデルが提示された。損害賠償法の初期の講義も、このモデルにもとづいて設計した。まず、毎回やや詳細なレジュメを作成し、講義前(初年度は前日ということもあったが、次年度以降は前週中)にネット(法科大学院教育研究支援システム)上に掲載した。ネットには、指定した概説書の該当ページと、関連する主要判例(1~数件)も示した。レジュメには、項目が進むごとに、各回10~15の質問を記載した。講義はレジュメに沿って進行し、質問の所に来ると、学生をランダムに指名して、事前に準備してきた解答を述べるよう求め、その解答の適切さの程度を平常点の評価対象の1つとした。質問は、レジュメの直前の説明、概説書、主要判例を熟読し理解すれば解答できるはずの(言い換えれば、それが解答できなければ理解したとはいえない)水準・内容であり、いわば自己診断テストとして、質問

に解答することを目標に、効率的に予習を進められることを意図した。

こうした講義の設計自体に、大きな過誤はなかったように思われる。質問の文章が分かりにくいという指摘はときどき受けたため、毎年、文章を手直した。また、質問の難易度が分かった方が、学生も取り組みやすいと考えたので、\*（アスタリスク）の数（1～3個）で区別するようにした。質問は指名制ではなく挙手制にしてほしいという要望もあったが、質問は予め公開され、\*が1～2個の質問は解答できて当然という位置づけであるから、それには応じなかった。

しかし、この予習重視型の講義は、次第に別の観点から問題が感じられるようになった。予習といっても、1年次春学期の未修者は、法律学の文献や判例を読むのもままならず、何が基本で何が重要かの判断も難しく、何に注意して読む必要があるかも不確かである。そういう状態のなかで、予習しようとする、真面目な学生であればあるほど、すみからすみまで目を通し、何もかもを読み落とすまいとし、結局、多くの時間を費やしたにもかかわらず、すべてが中途半端な理解に終わってしまう。また、他の科目に関しても同じ事態が起きるので、学習は予習一辺倒になり、復習の時間がとれないということもよく聞いた。本来は、タイミングよく復習をすることで、理解が深まるにもかかわらず、講義が終わると次の科目の予習、その講義が終るとまた次の科目の予習……となってしまう。ここで、覚悟が足りないとか、やる気の問題だとか、寝る時間を削ればよい、といった無内容な精神論をもちだすのは、愚かなことである。

### 3 そして復習重視型

4年目の損害賠償法の講義から、復習重視型をうたうようにした。およその流れは、概要の予習→概要の講義→詳細な復習→詳細な講義である。まず、予習としては、レジメの大雑把な理解のみを求めることにした。次に、各回の後半を使って概要を講義し、たとえば制度の趣旨、主要な要件・効果、論点の所在だけを説明し、何が基本であり、どこに注意すべきか理解できることを目指した。それを前提に、詳細な復習として、概説書の該当ページと主要判例の通読、レジメの熟読を求め、レジメに記載した質問は、それらの復習の成果として解答を考えるという位置づけに変更した。そして、次の前半では、その復習がされていることを前提に詳細な講義を行い、レジメの質問について準備してきた解答を述べるよう求め、その解答を平常点の評価対象の1つとした。この詳細な講義では、前回説明したはずの内容は随時省略し、むしろ質問への解答を手がかりに、応用的・発展的な内容を説明するように努めた。これらによって、未修者が不効率な予習に時間を奪われて消耗したり、復習するタイミングを逸することがないよう図ったのである。

2年間続けた復習重視型の評判は、悪くなかったと思われる。目新しさから気分転換にもなったのであろうが、未修者は予習の過重な負担から少し解放されたように見えた。また、実

際に復習してみることで、復習の意義や必要性をよく認識できたという感想も聞いた。一応、ねらいは外れなかったといえる。しかし、課題も明らかになった。1つは、各回の時間配分の難しさがある。各回の前半で、詳細な講義をしながら質問への解答を求めているとどうしても時間がかかり、後半で次の概要の講義をする時間が足らなくなる。概要の講義と詳細な講義に分けたといっても多少の重複は避けられず、合計すると1回分以上の時間を要するからである。これについては、学生からも何度か批判を受けた。もう1つは、学生の復習の水準に疑念が残ることである。予習重視型の場合、その講義はすべて1回限りであるので、必死で予習しないと理解する機会を失うことになるが、復習重視型の場合、概要の講義を受けたことで、ある程度ことは理解した気になって、予習の場合と同じ緊張度で復習に取り組んでいないように感じられたのである。その一因は、もともと予習用に作成した質問を、ほぼそのまま復習用に転用してしまったことにあり、反省すべき点である。復習として丁寧な読み方をしてこそ解答できるような質問を作成する必要があると考えられる。

### 4 エピローグ

現在、この復習重視型の講義は行っていない。今年度から損害賠償法の担当はなくなり、1年次秋学期の金融取引法を担当することになったからである。春学期から夏季休暇を過ぎて秋学期に入ると、1年次といえども法律学の文献や判例の読み方も、それなりに分かってくるのが通常である。金融取引法では、法科大学院の標準モデルだと思われる予習重視型の設計をしている。しかし、今後、1年次春学期の科目を担当する機会があれば、また復習重視型で行いたいと考えている。不効率な予習がムダではないことも、十分承知しているもの。

※追記 結局、今年度の金融取引法では、新しいスタイルの復習重視型の講義を始めている。これについては、後日、機会があれば報告したい。